

2. その他

◎本地区における建築制限について

土地区画整理事業施行区域内の土地に建築物等を建築しようとする場合や土砂等を搬出入しようとする場合は、土地区画整理法第76条の規定により制限があり、市長の許可が必要になります。

また、本地区の地区計画区域内の土地に建築物を建築しようとする場合等は、「地区計画の区域内における行為の届出書」の提出が必要となります。

◎ 飯山満土地区画整理事務所からのお願い

土地区画整理事業施行区域内の土地について、売買または相続等で所有権が代わった場合、及び引越し等により住所が変更した場合は、御面倒でも当事務所まで御連絡くださいますようお願いいたします。

また、事業に関する疑問や御質問などがございましたら、お気軽に飯山満土地区画整理事務所へ御連絡下さい。

◎ ホームページでの情報公開について

市ホームページ上で「まちづくりだより」と建設局内で取り組んでいる主要な事業について取りまとめたページ「事業の見える化」も公開中がございます。過去に刊行した内容も掲載しておりますので、ぜひ御覧ください。

「まちづくりだより」

トップ>まちづくり・環境保全>再開発・区画整理>飯山満地区土地区画整理事業>まちづくりだより

「事業の見える化」

トップ>市政・市の紹介>情報公開・審議会・例規>事業の見える化
なお、飯山満土地区画整理事務所が実施する事業につきましては、「安心して暮らせるまち」33ページに掲載しております。

令和 2年 4月 24日発行

まちづくりだより

第90号

船橋市建設局都市整備部
飯山満土地区画整理事務所
TEL 047-469-8511
FAX 047-469-8500
E-mail hasama@city.funabashi.lg.jp

1. 令和2年度の取り組みについて

日頃より、飯山満地区土地区画整理事業に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

本事業では令和2年度も引き続き道路や宅地造成等の工事を進め、造成工事等が完了した宅地については、順次使用収益を開始していきます。また、今後工事を着手するエリアの宅地については、仮換地指定を順次行っていきます。

■令和2年度の取り組み概要

① 工事

芝山三丁目の58街区周辺の道路築造等工事、飯山満駅南側の都市計画道路3・4・27号前原東飯山満町線及び周辺の道路築造・宅地造成・上下水道工事等を行います。

また、千葉県葛南土木事務所の発注により2号調節池の築造工事が引き続き行われます。

② 仮換地指定

事業計画に合わせた仮換地指定を、工事進捗に応じて順次行っていきます。
造成工事等が完了した宅地については、順次使用収益を開始していきます。

③ 調査・交渉等

工事等により移転が必要となる建物や工作物等については、移転に伴う補償費を算出するため、建物等の調査や契約に向けた交渉を順次個別に行います。

※ 事業の進捗状況については次ページを御覧ください。

※ 仮換地指定、使用収益開始や調査・交渉等の実施については、対象の方に別途お知らせいたします。

■現在の事業進捗状況（令和2年4月時点）

- ・工事内容・工期等に変更される場合があります。
- ・本事業の工事に伴い、地域住民の皆様にご不便をお掛けしますが、安全の確保、早期完成に努めますので、御理解と御協力をお願いいたします。



■飯山満駅前交通広場（平成25年4月竣工）

2号調節池築造工事
（千葉県葛南土木事務所発注）

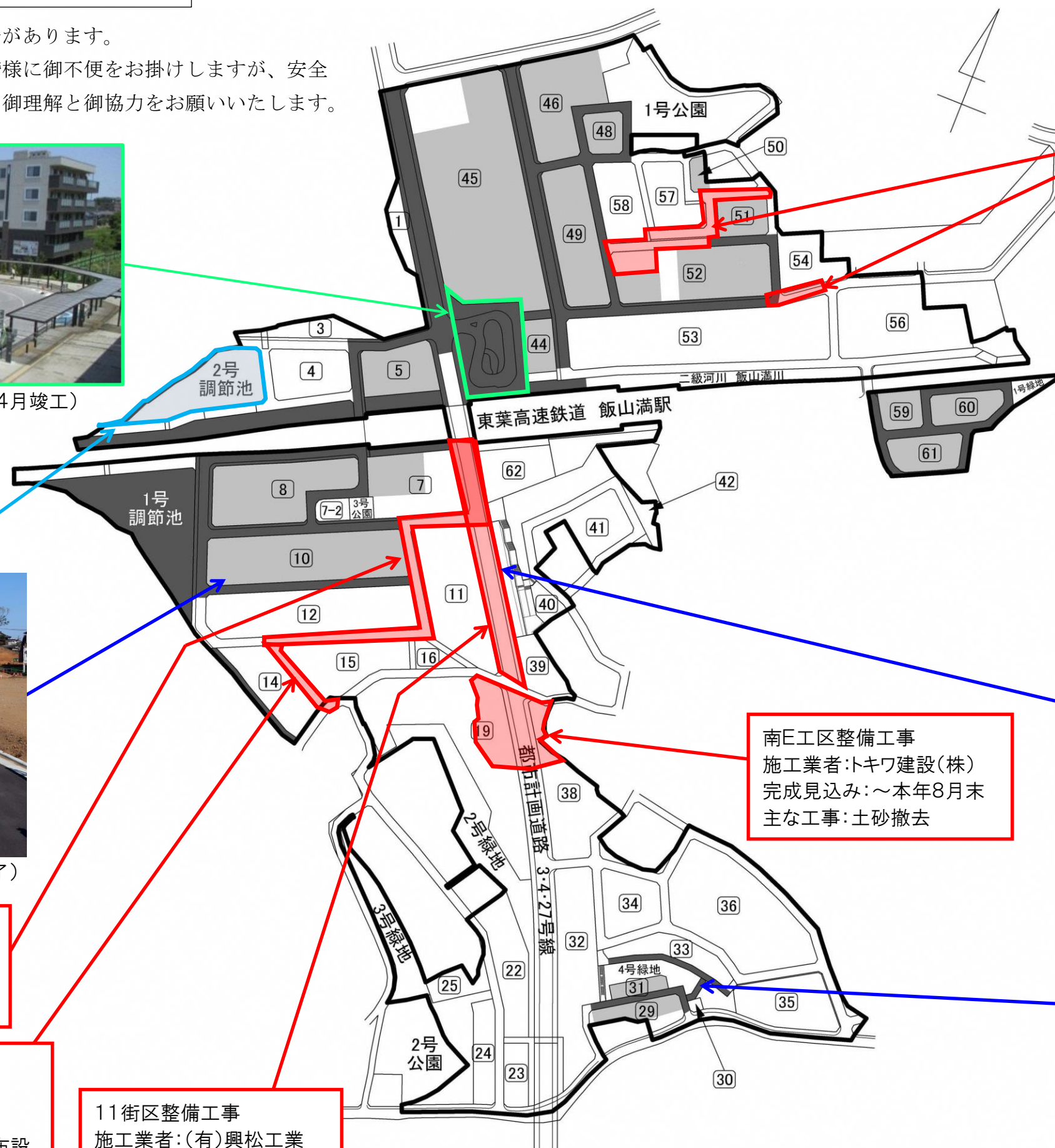


■10街区・12街区付近（道路整備等完了）

6－18号線他整備工事
施工業者：櫻工営（株）
完成見込み：～本年6月末
主な工事：道路築造、上下水道管布設

6－19号線整備工事
施工業者：（株）正栄
完成見込み：～本年6月末
主な工事：道路築造、上下水道管布設

11街区整備工事
施工業者：（有）興松工業
完成見込み：～本年6月末
主な工事：下水道管布設



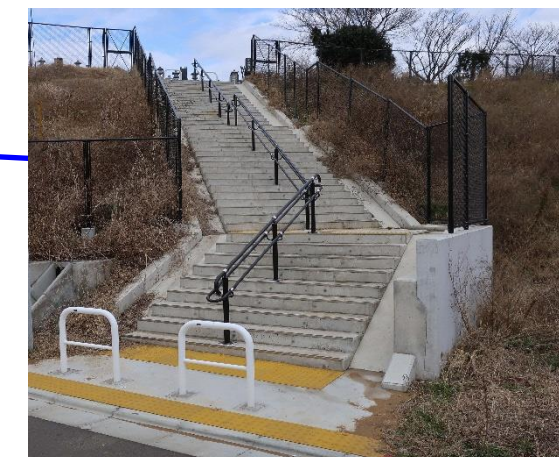
6－4号線整備工事
施工業者：（株）及建
完成見込み：～本年9月末
主な工事：道路築造、宅地造成、
上下水道管撤去・布設

—	施行地区界
数字	街区番号
■	道路等工事済箇所
■	造成済箇所

南E工区整備工事
施工業者：トキワ建設（株）
完成見込み：～本年8月末
主な工事：土砂撤去



■飯山満駅南側の工事の状況
（都市計画道路 3・4・27 号線周辺）



■4号緑地東側の階段（工事完了）